

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動A
「いきいき買い物（生きがい）リハビリ事業」仕様書

1 目的

高齢者が住み慣れた地域において、地域とのつながりを維持しながら自立した日常生活が継続できることを目指し、介護施設での機能回復訓練のみでなく、スーパーマーケット等（以下、「店舗」という。）での買い物による歩行運動やその導入となる軽運動を行うことで、日常生活に近い環境でのリハビリテーションを可能とし、身体機能及び認知機能の維持・向上を図るとともに、社会参加活動の場の提供による閉じこもりや孤立防止、地域住民同士の関係構築・維持による地域の支え合い体制づくりの推進を図る。

2 対象者

次の①または②に該当し、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントの結果、介護予防等の効果が期待され、本事業の利用が可能と判断された者（自力での買い物（自立歩行、金銭の管理・勘定、購入した物品の運搬など）、一斉指示の理解や集団行動などが可能な者）

① 要支援1または2の認定を受けた者

② 基本チェックリスト（元気アップチェック※）により生活機能が低下していると判断され、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、サービス・活動事業の事業対象者として登録された者

※生活機能低下のある高齢者を早期発見するために厚生労働省が作成した「基本チェックリスト」であり、25の質問項目を本人が主観で回答し、基準に沿って判定する。

3 履行期間

令和7年12月1日（月）から令和8年3月31日（火）までとする。

事業の開始日については、市と協議するものとする。

4 委託料

単価契約とし、単価は、利用者1人あたり1ヶ月単位の金額（週1回利用：12,766円、週2回利用：25,704円、非課税）から利用料（1割から3割の負担割合に応じた利用料を事業者が利用者から徴収）を除いた金額とする。

支払いは1ヶ月ごととし、事業者は毎月、市に事業報告書を提出と委託料の請求を行う。

5 実施場所

（1）軽運動：安全に軽運動が実施できるスペースが確保された場所とする。なお、当該スペースが確保できる場合は事業者が送迎する車両の中でも可能とする。

（2）買い物：市内に所在し、本事業への協力の承諾を得た店舗とする。

6 実施頻度・所要時間

本事業の実施頻度は、週2回までとする。

事業対象者・要支援1認定者は1人あたり週1回まで、要支援2認定者は1人あたり週2回まで利用できることとし、1回の対応人数は、10名以内とする。

本事業全体の所要時間は、利用者の過度な負担とならないよう、送迎の時間を含め、1回あたり2時間30分程度とする。

7 従事者

実施時は、1名以上の人員を配置し、利用者が安全に参加できる人員体制を整えること。なお、当該人員は利用者の状態を継続的に把握・評価できるよう、本事業の従事者の内、1名を主担当として配置すること。

従事者は、介護施設等での従事経験があり、高齢者福祉の基本的な知識を持ち、運動指導や健康管理ができると市が認める者とする。その場合、従事経験の年数や従事していた業務の内容、習得している知識の概要、受講した研修名などを事業実施前に市に報告するものとする。

8 事業内容

次の（１）から（８）により、実施するものとする。

（１）重要事項の説明

地域包括支援センター等が行う介護予防ケアマネジメント（本事業のみ利用する場合はケアマネジメントBを実施）に基づき、利用者、地域包括支援センター等と事業の利用による目標やモニタリングの頻度等を担当者会議で確認した上で、事業に関する事項の説明を行い、利用者の同意を得る。

（２）利用日当日までの事前準備

指定様式を配布し記入してもらおう等、利用者が事前に買い物の計画（買う物や合計金額の概算）を立てられ体調を確認できるようにしておくこと。

（３）利用者宅への迎え

事業者の車両により、各利用者の自宅に迎えに行き、買い物の会場となる店舗まで移送する。利用者の人数が車両の定員内となる車両を使用し、送迎中の利用者の安全確保を徹底すること。また、迅速な移送を行えるよう、各利用者宅を巡回する順番に考慮すること。

（４）軽運動

体調確認と準備運動としての軽運動を実施する。軽運動はストレッチ等を取り入れ、買い物中の歩行運動の導入に活用できるよう、また、介護予防の視点を持ち、自宅でも実践できる内容とする。

（５）買い物中の見守り

終了時間や買い物後に待つ場所を事前に利用者に伝えた上で、安全で快適に買い物ができるよう利用者を見守り、怪我がないように注視するとともに必要な対応を行う。また、個別の支援が必要な場合は予め車両の中等で利用者に確認する。また、認知機能の向上が期待される働きかけを工夫すること。

（６）利用者宅への送り

店舗から各利用者の自宅に移送する。各利用者が購入した物品については、車両の中で判別ができるよう工夫を行うこと。

（７）モニタリング・アセスメント

地域包括支援センター等の介護予防ケアマネジメントで設定された期間に応じて、利用者の本事業利用中の様子を地域包括支援センター等に報告する。プラン終了時等において、基本チェックリストと利用者アンケート（市が作成）を実施し、地域包括支援センター等及び市と共有すること。

（８）事業全体における留意事項

利用者のコミュニケーションを促進し、利用者間の適切な関係が構築・維持されるような支援

を行うこと。

本事業が円滑に進むように、実施店舗や地域包括支援センター等の関係機関と必要な情報共有及び連携を図ること。

9 安全管理体制

送迎中の事故に備え、自動車保険に必ず加入すること。

利用者の安全を十分に考慮し、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備すること。マニュアルの内容について随時更新を行い、更新した内容を確認できるようにしておくこと。事故発生時は市と担当地域包括支援センターへ速やかに報告を行うこと。

損害賠償保険（事業実施中に生じた偶然の事故により参加者の身体等に損害を与えた場合に備えることを目的とした保険）への加入は必須ではないが、当該保険に加入しない場合は、事故等への対応について事業実施前に説明し、利用者の理解を得ること。

10 苦情への対応

トラブルの未然防止に努めるとともに、利用者からの苦情には誠意をもって対応すること。

11 その他留意事項

- （1）事業者は、地域支援事業等を理解し、研修、情報交換、自主勉強会等の機会を生かして、常に研鑽に努めること。高齢者の身体機能・認知機能の向上に向けた方策についての理解を深めるとともに、利用者の視点に立った効果的で安全なプログラムを提供すること。
- （2）事業者は、業務にあたり、身だしなみ・接遇に留意し、職務に従事している間は名札を着用すること。
- （3）人員や車両等、事業の実施に関わる事項が変更となった場合は、速やかに市に届け出て必要な書類を提出すること。
- （4）本仕様書に定めのない事項は、市と事業者が協議して決めるものとする。